

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ **外国人女性労働者 手根管症候群で労災認定**
- ◆ **中国5県346棟でアスベスト露出**
- ◆ **作業服洗濯の妻 石綿被害 遺族、クボタ提訴**
- ◆ **胆管がん死平均の2900倍**

大阪の印刷会社62人中6人

- ◆ **石綿肺で自殺「労災」**
遺族給付不支給取り消し 岡山地裁判決
- ◆ **高松の石綿訴訟3人の請求棄却 地裁判決**
- ◆ **編集後記** 2012年11月 1日

第210号

広島労働安全衛生センター

外国人女性労働者Hさん

手根管症候群で労災認定

2005年から、マツダの下請けの海田のS塗装で、自動車のガソリンのパイプの塗装を補修する作業に従事し、Hさんは手根管症候群を発症した。

勤務時間は8:00～17:00が定時。10:00に小休止10分、12:00に昼休憩40分、15:00に小休止10分、残業する場合は、16:45～17:00まで15分の小休止をとって3～6時間の残業を行う。入社後2週間の慣らし作業時は、1-2時間の残業であったが、その後は、3～4時間の残業が続いた。2011年3月11日の東北大地震時から6月末までは、土日出勤となり、生産量が落ちて、残業が無かったが、2011年7月から休業に至る12月29日までは、3～4時間の残業が続いている。

塗装の補修工程は、塗装したパイプを台車から取り出し、パイプが重いので、左肩にパイプを背負い、パイプの端から内側に垂れた塗料のバリをサンドペーパーで完全に研磨する作業を行う。また、パイプ本体にも塗装の不良個所が3-4ヶ所あるため、必要な場合は、バリを「へら」で削ってからサンドペーパーで研磨して、その後にスプレーで塗装して仕上げる。

また、パイプに金属の金具がついているが、塗装のために曲げられたものをハンマーで叩いて直し、塗装部をサンドペーパーで研磨してスプレーする。サンドペーパー研磨作業は指に力が要る作業である。就業時間中の殆どは、サンドペーパーでの磨き作業を行っている。残業中も同様に研磨作業が続く。補修作業は、肩にパイプを背負うため、右肘を肩近くまで拳上して作業を行う。

S塗装入社前には、頸肩腕、手指の傷病は認められない。

2008年頃から、右肩、右母指、右手首痛、右手の痺れが出現した。2011年12月29日、痛みのため仕事を続けられなくなり、当院を受診し今日まで休業している。

パイプは車1台に14本ついており、これを11台から12台を処理する。合計すると154～168本のパイプを処理している。パイプの長さは95cm×直径3cmくらいである。パイプの中にペンキが入り込むので、これをサンドペーパーで落とす。その時、右肩を拳上して作業するために、右肩が痛む。

発症時期には、17台-20台分を処理していたが、2011年3月11日の地震以降7月まで、11～12台へ減少し、7月から12月29日までは17台～20台に回復した。

仕事は、手伝いのパートが1名いるが、3-4時間しか作業しない。それでも手の痛みを訴えている。パイプの処理は、40分～1時間で約2台分 28本を処理する。手が痛くなってからは1時間で処理するようになった。

同僚の証言にもあるように、手に力がかかる作業であり、同じ仕事をした人が、短期間で手の痛みを発病して仕事をやめていくことが述べられている。

職業的原因としては、職業性の反復性の外傷、すなわち、手関節への過度の負担による圧迫性の正中神経麻痺が重要である。H氏はパイプのサンドペーパーによる研磨作業に従事しているが、サンドペーパーの（肘を90度挙上して磨くために、右肩に負担がかかる。）摘み力は平均5.9kgと大きく、繰り返すつまみ作業で手根管症候群の発症の危険因子と判定されるつまみ力の基準3.6kg（Wick等、MacCarty等）をはるかに超える（1.6倍）負荷があり母指から母指に直結する手首に係る負担は明らかに過重であったと考えられる。

宇土主治医意見書より抜粋

中国5県346棟でアスベスト露出

中皮腫などの原因となるアスベスト（石綿）の露出したままの状態になっている民間の大規模建物が、中国地方5県で少なくとも計346棟あることが国土交通省の調査で分かった。

高度成長期に建てられた工場や倉庫が多く、広島県が3分の2近く占める。県や市が所有者に除去や飛散防止策を働き掛けるが強制力はなく、対応は進まない。放置すれば建物の利用者に健康被害が及ぶ危険性がある。

調査は石綿が使われた1956～89年に建てられた延べ床面積千平方メートル以上の建物が対象。3月に中国地方で調べた計1万7648棟のうち、2,0%の346棟で吹き付けた石綿が露出していた。1年前の調査は2,1%で、改善はほとんど進んでいない。全国平均は2,2%。県別では、広島が226棟で中国地方全体の65,3%を占め、鳥取38棟、岡山と島根各29棟、山口24棟と続いた。広島県では広島市が96棟、福山市が85棟と両市で全体の8割を占めた。高度成長期に工場や倉庫を建てた際、耐火性を高める建材に石綿が使われ、むき出しになっているケースが多い。

両市は建物の所有者に、除去や合成樹脂、合板で石綿を覆うなどの対策を要請。広島市は工事費の半額を補助する制度、福山市は金融機関に融資を仲介する制度を設けている。だが、建築基準法では自治体が除去や飛散防止策を勧告したり、命令したりできるのは石綿が飛散する恐れがある場合に限られる。

「周辺住民の不安解消のため対策を進めたいが強制はできない」と広島市建築指導課。福山市建築指導課も「費用負担があり、後ろ向きな所有者が多い」と明かす。両市とも不特定多数の人が出入りする施設はないとしている。

9月7日付け 中国新聞朝刊より掲載

作業服洗濯の妻 石綿被害遺族、クボタ提訴

兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場で働いていた市内の男性（82）が、自分の服に付いたアスベスト（石綿）によって妻（当時71）が肺がんになり、死亡したとして、遺族らとともに、クボタと運送会社に慰謝料など3300万円の賠償を求めて神戸地裁尼崎支部に提訴した。提訴は15日付。

石綿被害者を支援する尼崎労働者安全衛生センターによると、クボタの一連の石綿被害で、工場関係者の衣服などを介して家族が石綿を吸引する「家族内曝露」をめぐる提訴は初。

訴えによると、男性は下請け運送会社社員として、1972年から10年間、旧神崎工場で働いた。妻は工場から離れた市内の自宅で男性の作業服を日々洗濯し、2004年に肺がんに伴う肺炎で死亡した。肺の組織から石綿が検出され、09年に石綿に起因する肺がんが国から認定された。

9月20日付 朝日新聞朝刊より掲載

胆管がん死平均の2900倍 大阪の印刷会社62人中6人

印刷会社の従業員に胆管がんが多発している問題で、大阪中央区の「SANYO—CYP（サンヨーシーワイピー）」の死亡者の割合が、平均の2900倍なるという調査結果がまとまった。調査をしていた熊谷信二・産業医科大准教授が21日の日本胆道学会で発表する。

熊谷准教授によると、SANYO社の校正印刷部門で1991年～2006年に男性62人が1年以上働きそのうち6人が胆管がんできなくなったことが死亡診断書で裏付けられた。

胆管がんによる日本人男性の死亡者数を年齢も考慮して62人あたり0,00204人と算出。62人中6人が死亡したSANYO社は平均の約2900倍になった。

2900倍という結果について熊谷准教授は「極めて異常な数字だ。仕事が原因で発症したと考えるのが普通で、労災を認定するべきだ」と話している。

厚生労働省によると胆管がんが労災申請した人は9月4日時点で34人（死亡23人）。SANYO社は12人（死亡7人）と突出して多い。

9月21日付 朝日新聞朝刊より掲載

尚、この胆管がんに関して広島労働局に労災申請があるのかセンターとして取材を試みました。

労働局として説明に対応した担当官は「胆管がんは厚労省として正式に労災として認定されたわけではない。この件は、現在調査中であり本省が一括して管理している以上、労働局段階で仮に申請件数があったとしても公表することは出来ない」と回答がされた。

石綿肺で自殺「労災」

遺族給付不支給取り消し 岡山地裁判

決

石綿肺と診断された夫がうつ病になって自殺したのは労災だったとして、中国地方の60代女性が起こした訴訟の判決で、岡山地裁は26日、請求通り、国の遺族補償給付の不支給処分を取り消した。

判決理由で古田孝夫裁判長は「夫は石綿肺悪化のたびに一生続くだろう苦しみや死への恐怖を強く感じていた。心理的負荷は精神障害発病させるほど重かった」と指摘。うつ病発症と業務との因果関係があったと認定した。

女性側弁護士によると、石綿肺を苦しめた自殺で労災と認めた判決は初という。女性は「弱かったから亡くなったのではなく、仕事が原因だと認めてもらえたことはうれしい」とのコメントを出した。判決によると、夫は1959年～78年ごろまで全国の工事現場で石綿（アスベスト）吹き付け作業に従事し、87年に石綿肺と診断された。闘病中だった2002年にうつ病と診断され、07年5月に60代で自殺した。女性は07年、遺族補償給付を倉敷基準監督署に申請したが、「うつ病発症前6カ月の心理的負荷が強くなかった」として認められなかった。審査請求や再審査請求も棄却され、10年2月に提訴した。9月27日 日本経済新聞朝刊より掲載

その後この訴訟案件について岡山労働局は10月11日、訴訟を断念することを明らかにした。11日が訴訟期限であったが労働局は「理由は個別事案なので答えられないが、関係機関と協議して総合的に判断した」と表明している。

これによって、遺族への補償給付金の不支給処分の取り消しが確定された。遺族の方は「命は帰ってこないが、夫の思いが国に伝わった。やっと夫の尊厳が守られた」と述べられている。

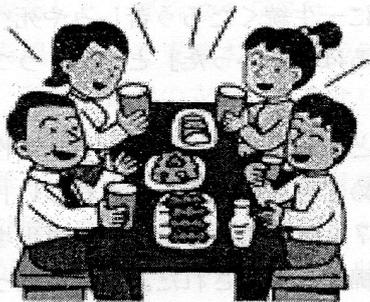
高松の石綿訴訟3人の請求棄却 地裁判決

日本エタニットパイプ（現リゾートソリューション）高松工場の元従業員6人が、作業中に吸い込んだアスベスト（石綿）でじん肺になったとして、会社に慰謝料を求めた判決で、高松地裁は26日、3人の請求を棄却した。うち2人は「管理区分2」の行政認定を受けていたが、判決理由で横溝邦彦裁判長は、双方の診断書に基づき「現時点では管理区分1にとどまる」と認定。「管理区分1」の認定を受けていたもう1人とともに「損害が発生しているとはいえない」として退けた。ほかの3人は、1650万円の請求に対し、1100万～1430万円の支払いを会社に命じた。

9月27日 日本経済新聞朝刊より掲載

編集後記

10月13日(土)広島三篠公民館にて中皮腫アスベスト疾患・患者と家族の会10月の広島支部の集まりがありました。この度の広島患者家族の会には元准看護師の河村三枝さんが参加されました。河村さんは医療現場で吸い込んだアスベストが原因で中皮腫を発症し労災認定を勝ち取られた方でその体験談を報告しアスベスト被害の深刻さを訴えられました。続いて兵庫安全センターの西山事務局長よりアスベスト問題・アスベスト被害の現状の報告受け、よりアスベスト問題の学習を深めることができました。



翌日14日(日)には中皮腫アスベスト患者と家族の会・アスベスト被害対策弁護団・私たち広島労働安全衛生センター三者で「アスベスト被害TEL相談」を実施し被害相談受け付けました。

また、10月27日～28日両日には岡山の勤労福祉会館にて全国労働安全センター連絡会議第23回総会が開催され広島センターから2名が参加しました。大会への参加者は地元岡山のスタッフも含め約120名、又 おかやま労働安全衛生センターは今年結成の取り組みがされたばかりで、その地で開催する記念すべき大会となりました。第一日目は記念講演「過労死裁判を通してみえてくる労働現場の課題」・特別講演「校正印刷労働者に端を発した胆管がん問題」さらに二つの分科会の開催。二日目は各地報告として岡山・四国・韓国からの三つの報告を受けました。

そして、全国一斉ホットライン・厚生労働省交渉などの確認事項が承認され12月に開催予定の胆管がん事件の「大阪シンポジウム」への参加要請・全国労働安全衛生センターが定例の記者会見を始めたこと・同センターのホームページが充実更新したことも併せて報告されました。今回の総会参加は私たち広島労働安全衛生センターも全国に肩を並べべく奮闘する良い機会になればと考えます。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

会費 (月)

個人 1口 400円

団体 1口 2000円 [尚、会費は本誌購読料を含みます]

ホーム・ページはこちら

hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>